

平成21年度 西予市健全化判断比率・資金不足比率の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年4月に全面的に施行されました。この法律は、健全化判断比率および資金不足比率を公表する制度を設け、その比率に応じて「早期健全化」「財政の再生」「公営企業の経営の健全化」を図るための計画を策定する制度を定めて、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

平成20年度決算に基づく西予市の健全化判断比率および資金不足比率は次のとおりです。

■健全化判断比率

区 分	西予市の比率	早期健全化基準 (※2)	財政再生基準 (※3)
①実質赤字比率 (※1)	—	12.74%	20.00%
②連結実質赤字比率 (※1)	—	17.74%	40.00%
③実質公債費比率	13.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	107.8%	350.0%	

※1 赤字額が生じていない場合、「—」と表示しています。

※2 健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上になると「財政健全化計画」の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなります。

※3 健全化判断比率のうち1つでも財政再生基準以上になると「財政再生計画」の策定が義務づけられ、その実施状況を毎年度議会に報告し公表するとともに、財政運営が計画に適合しないと認められる場合においては、予算の変更などの国の勧告が行われます。

<各比率の説明>

①実質赤字比率	一般会計等の赤字の比率です。市の中心的な行政サービスを行う一般会計等について、歳入が歳出に不足する額（赤字額）を市税、地方交付税などの一般財源の額（標準財政規模）と比較した数値です。
②連結実質赤字比率	すべての会計の赤字の比率です。水道、病院などを含めたすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体としての赤字額を算出。それを実質赤字比率と同様に標準財政規模と比較した数値です。
③実質公債費比率	借入金返済などの義務的な財政負担の大きさを表し、資金繰りの危険度を示す比率です。一般会計の借入金返済額だけでなく、特別会計の借入金返済額に対する一般会計からの繰出金も対象とし、これらの合算額を標準財政規模と比較した数値です。
④将来負担比率	一般会計の借入金残高や将来支払っていく可能性のある費用が、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。借入金残高など現時点で想定される将来の実質的な負担額（将来負担額）を算出し、それを標準財政規模と比較した数値です。

■資金不足比率

会計名	資金不足比率 (※4)
上水道事業会計	—
病院事業会計	—
野村介護老人保健施設事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
経営健全化基準 (※5)	20.0%

<資金不足比率とは>

公営企業の資金不足額の料金収入に対する比率です。経営状況の深刻度を示します。

※4 資金不足額が生じていない場合、「—」と表示しています。

※5 早期健全化基準に相当するもので、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上になると「経営健全化計画」の策定が義務づけられます。

「健全化判断比率」および「資金不足比率」は、いずれも早期（経営）健全化基準を下回っています。しかし、早期健全化基準が設けられた趣旨は、財政破たんに至らないよう早期に予防措置を講じることにあり、基準を下回っていることが財政の健全性を保証するものではありません。

西予市では、CATV整備事業や新庁舎建設事業などの大型事業を実施しており、また、小中学校の耐震化などの課題も残っています。これらに対応することにより、各指標が高い水準となることも見込まれます。市としての自主的な財政健全化目標を定めて、堅実な財政運営に努めることが求められます。